

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年3月14日

京都府立与謝の海病院

院長 関本 達之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び予定数量

液化酸素（日本薬局方外）75,000kg

(2) 購入物品の内容等

入札説明書のとおり

(3) 納入期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入場所

京都府立与謝の海病院

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称・所在地等

〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立与謝の海病院事務部会計課

電話番号(0772)46-3371

(2) 入札説明書等の交付期間

平成24年3月14日（水）から平成24年3月21日（水）まで

ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。交付時間は午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

(1) 次のア及びイに掲げるいずれにも該当していない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）又

は一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に故意に虚偽の事実を記載した者。

- (2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者
- (3) 5で定める確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく液化酸素（日本薬局方外）の販売に必要な要件を満たしている者であること。
- (5) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく液化酸素（日本薬局方外）の販売に必要な要件を満たしている者であること。
- (6) 当該調達物品について相当数の納入実績があること又は安定供給が可能なことを証明した者であること。

5 入札参加資格及び参加資格の審査手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

- ア 提出期間 2の(2)に同じ
- イ 提出場所 2の(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参による。

(2) 添付書類

申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府における物品の製造の請負及び物品の買入れに係る競争入札参加者の資格を得ている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、(ア)から(オ)に掲げる資料の添付を省略することができる。

(ア) 法人にあつては商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(エ) 法人にあつては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあつては審査基準日の直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し

- (オ) 営業経歴書
 - (カ) 薬事法に基づく販売に必要な許可等の写し
 - (キ) 高圧ガス保安法に基づく販売に必要な届出等の写し
 - (ク) 医療用液化酸素に係る相当数量の納入実績があることを証明できるもの等
 - (ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (3) 結果通知 資格審査の結果は申請書を提出した者に文書で通知する。
- (4) その他 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

4について参加資格を有すると認定された者は、京都府立与謝の海病院の液化酸素の購入に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年3月28日(水)午後2時30分

イ 場所 京都府立与謝の海病院 地域医療センター(本館3階)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵便又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1kg当たりの単価に予定数量を乗じて得た金額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に該当する者のした入札及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件入札に係る落札者の決定は、平成24年4月1日付けで行うことと

する。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

8 入札保証金
免除する。

9 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 その他

(1) この入札の実施については、1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。